

生命共済制度

契約概要

この「契約概要」は、個別の商品内容のうち、特に重要なことを記載しています。

1. 商品名称について

主契約…団体定期保険

2. 商品の特徴について

- 役員・従業員などに死亡または高度障害等の保障をご準備いただくため、当会が契約者となり、福利厚生制度の一環として運営されます。福利厚生制度の変更などによって、契約内容が変更されたり、制度自体が継続できなくなる場合があります。
- 希望される会員および会員事務所が加入でき、会員事務所の役員・従業員など加入対象者全員のお申込みをいただきます。
- 掛金は会員事務所にご負担いただきます。
- 保険期間は1年ですが、加入対象者である限り、自動更新（継続）されます。現行の保険金額と同額以下で継続する場合は、健康状態の告知は不要です（増額する場合は、告知が必要です）。

3. 加入対象者、保険金額および保険期間などについて

具体的な加入内容が記載されている加入案内用チラシをご確認ください。

4. 保険金が支払われる場合について

具体的な加入内容が記載されている加入案内用チラシをご確認ください。

5. 保険料について

具体的な加入内容が記載されている加入案内用チラシをご確認ください。

※加入案内用チラシおよび契約概要の文中では、保険料と制度運営費を合算して「掛金」と記載しています。

6. 配当金について

具体的な加入内容が記載されている加入案内用チラシをご確認ください。

7. 脱退による返戻金について

この制度には、加入者が脱退された場合の返戻金はありません。

8. 引受保険会社について

下記の引受保険会社は、それぞれの引受割合の責任を負います。

【引受保険会社（引受割合） 2022年10月4日現在】

住友生命保険相互会社	(91.391%)	[事務幹事会社]
日本生命保険相互会社	(2.851%)	
ジブラルタ生命保険株式会社	(1.824%)	
第一生命保険株式会社	(0.141%)	
富国生命保険相互会社	(0.919%)	
明治安田生命保険相互会社	(1.293%)	
大同生命保険株式会社	(1.581%)	

※引受保険会社と引受割合は、今後変更することがあります。

注意喚起情報

この「注意喚起情報」は、生命保険一般についての基本的な内容や制度などのうち、お申込みにあたって特に注意いただきたいことや不利益となることを記載しています。

※増額を申し込む場合は、本文中の‘加入’を‘増額’と読み替えてください。

1. 申込み時 クーリング・オフ制度（加入申込の撤回）について

クーリング・オフ制度の対象ではありません。クーリング・オフ制度は個人を契約者とする場合に対象となります。この商品は当会（法人）を契約者とする保険契約であるため、対象ではありません。

2. 申込み時 告知に関する重要事項について

■ 健康状態などについてありのままを正しくお知らせください[告知義務]

加入申込者には、現在および過去の健康状態などについて正しく告知していただく義務があります。加入申込書の「告知欄」に記入いただいたことが告知となります。

- ・生命保険は、多数の人々が保険料を出し合って相互に保障しあう制度です。
- ・初めから健康状態の良くない方などが無条件に加入された場合、保険料負担の公平性が保たれません。
- ・加入のお申込みにあたっては、加入申込書の「告知事項欄」で生命保険会社がたずねることについて、過去の病歴、現在の健康状態など、事実をありのままに正しくお知らせ（告知）ください。

※告知事項に該当しない場合でも、生命保険会社が保有するお客さま情報により加入できない場合があります。

■ 口頭で伝えられても告知いただいたことにはなりません

生命保険会社の職員（営業職員・コールセンター担当者など）および契約者である当会の職員などには告知を受ける権限がないため、口頭でお伝えいただいただけでは告知されたことにはなりません。告知にあたっては、加入申込書の「告知事項欄」を必ずご確認いただき、「告知欄」にご記入のうえご提出ください。

■ ! 正しく告知されないと保険金が支払われない場合があります

告知していただくことからは、加入申込書の「告知事項欄」に記載されています。もし、これらについて、故意または重大な過失によって、事実を告知されなかった場合や、事実と違うことを告知された場合には、「告知義務違反」として保険金が支払われないことがあります。

※なお、上記の場合以外にも、加入時の状況などにより保険金が支払われない場合があります。

例えば、「現在の医療水準では治癒が困難または死亡危険の極めて高い疾患の既往症・現症などについて故意に告知をされなかった場合」など、告知義務違反の内容が特に重大なときは、詐欺による取消しを理由として保険金が支払われないことがあります。

この場合

- ・告知義務違反による解除の対象外となる1年経過後にも取消しとなることがあります。
- ・すでにお払い込みいただいた保険料は返金されません。

3. 申込み時 責任開始期について

ご提出いただいた加入申込書に基づき引受保険会社が加入を承諾した場合、あらかじめ定められた「加入日」から契約上の保障を開始（責任開始）します。引受保険会社の職員および契約者である当会の職員などには、保険への加入を承諾し、責任を開始させる権限はありません。

4. 加入後 この制度から脱退する場合について

●加入者が死亡された場合、高度障害保険金が支払われた場合、または退職などで加入対象者ではなくなった場合は、この制度から脱退となります。

●2年以上継続加入されていた加入者が、所定の条件を満たし脱退する場合、脱退の日から1か月以内であれば、告知や診査などを省略して、事務幹事会社が指定する個人保険（養老保険）に加入できます。（保険料や保障内容などはこの制度とは異なります。）なお、脱退時の年齢等によっては、加入できない場合がありますので、検討にあたっては当会担当者または右記フリーダイヤルにお問い合わせください。

■ ! 5. 請求時 保険金が支払われない場合について

次のような場合には、**保険金が支払われないことがあります。（保険金を中途で増額された場合は、増額部分にも適用されます。）**

●加入日（保障開始日）前の傷害または疾病を原因とする場合

高度障害保険金のお支払いは、所定の支払事由の原因となる傷害または疾病が加入日以後に生じた場合に限ります。原因となる傷害または疾病が加入日より前に生じていた場合は、お支払いの対象となりません。

加入日

お支払い対象 ◎

傷害または疾病の発生

所定の支払事由に該当

お支払い対象外 ×

傷害または疾病の発生

所定の支払事由に該当

- 契約者または加入者から告知していただいた内容が事実と相違し、保険契約の全部またはその加入者の部分が告知義務違反により解除となった場合
- 契約者または加入者による詐欺の行為を原因として、保険契約の全部またはその加入者の部分が取消しとなった場合、または、契約者または加入者に保険金を不法に取得する目的があって、保険契約の全部またはその加入者の部分が無効となった場合
※これらの場合、すでにお払い込みいただいた保険料は返金されません。
- 契約者、加入者または保険金受取人が、保険金を詐取する目的で事故を起こしたときや、暴力団関係者・その他の反社会的勢力に該当すると認められるときなど、重大事由に該当し、保険契約の全部またはその加入者の部分が解除となった場合
- 保険料の払込みがなく、保険契約が失効した場合
- 保険金の下記免責事由に該当した場合

- ・加入日から1年以内における自殺による死亡。ただし、心神喪失またはこれと同程度の著しい精神障害があり、自己の生命を絶つ認識がなかったと認められるときには、支払われる場合があります。
- ・契約者または保険金受取人の故意による死亡または高度障害
- ・加入者の故意による高度障害
- ・戦争その他の変乱による死亡または高度障害

6. [請求時] 保険金・給付金をもれなく請求していただくために

- 加入者からの請求に応じて、保険金が支払われますので、保険金の支払事由が生じた場合だけでなく、支払われる可能性があると思われる場合や、ご不明な点が生じた場合等についても、当会担当者または下記フリーダイヤルにお問い合わせください。
- 保険金の支払事由が生じた場合、他の保険契約のご契約内容によっては、複数の保険金・給付金の支払事由にも該当することがありますので、ご確認ください。

7. [諸制度] 生命保険会社が経営破綻した場合などの取扱いについて

- 生命保険会社の業務または財産の状況の変化により、加入にあたって約束された**保険金額などが削減されることがあります**。
- 引受保険会社は生命保険契約者保護機構に加入しています。生命保険契約者保護機構の会員である生命保険会社が経営破綻に陥った場合、生命保険契約者保護機構により保険契約者保護の措置が図られることがあります。この場合にも保険金額などが削減されることがあります。詳細については、「生命保険契約者保護機構」にお問い合わせください。
生命保険契約者保護機構
電話番号：03-3286-2820
受付時間：月曜日～金曜日（祝日・年末年始を除く）午前9時～正午、午後1時～午後5時
ホームページアドレス <https://www.seihohogo.jp/>

8. [諸制度] 生命保険協会の「生命保険相談所」について

- この商品に係る指定紛争解決機関は、一般社団法人 生命保険協会です。
- 一般社団法人 生命保険協会の「生命保険相談所」では、電話・文書（電子メール・FAXは不可）・来訪により生命保険に関するさまざまな相談・照会・苦情をお受けしています。また、全国各地に「連絡所」を設置し、電話にてお受けています。
(ホームページアドレス <https://www.seiho.or.jp/>)
- なお、生命保険相談所が苦情の申し出を受けたことを生命保険会社に連絡し、解決を依頼した後、原則として1ヶ月を経過しても、ご契約者等と生命保険会社との間で解決がつかない場合には、指定紛争解決機関として、生命保険相談所内に裁定審査会を設け、ご契約者等の正当な利益の保護を図っています。

9. [諸制度] 契約に関する相談・照会・苦情窓口について

この制度の手続きや加入に関する相談・照会・苦情につきましては、下記にお問い合わせください。
スミセイフリーダイヤル（団体保険契約室）

 0120-307282

【受付時間】月曜日～金曜日（祝日・12月31日～1月3日を除く）午前9時～午後5時

お問合わせの際には下記証券番号・契約者名、加入者の方は被保険者番号もお伝えください。
証券番号：547553900 契約者名：日本税協連福祉会

保険金・給付金のご請求もれはございませんか？

この商品以外にも保険金・給付金をお受け取りいただける可能性がございます。
ご請求に際してはご請求もれのないよう、保障内容を十分にご確認ください！



保障内容をお受取人の方にお伝えください！

保障内容については、加入案内用チラシの「支払われる保険金（保障の内容）」をご参照ください。

詳細は下記の住友生命ホームページ『団体保険における死亡保険金・入院給付金などの手続きとお支払いガイドブック』に掲載していますので、ご参照ください。

※お支払に関するお問合せは、注意喚起情報「9. 契約に関する相談・照会・苦情窓口について」に記載のフリーダイヤルにお問い合わせください。

住友生命ホームページ



<https://www.sumitomolife.co.jp/corporative/service/step.html>



CG2022-0618